

保護者様

廿日市市立佐伯中学校  
校長 松田 智広

**新型コロナウイルス感染症5類感染症移行に伴う欠席の扱い、及び出席停止及び再登校について**

保護者の皆様には、平素から本校の教育につきまして、御理解・御協力を賜りましてありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行しました。このことに伴い、欠席した場合の扱いについては以下ようになります。なお、今後は家族の体調不良やコロナ感染によって、欠席をする必要はありません。

- ①本人の風邪症状、及び発熱症状・・・欠席
- ②本人のPCR検査またはその結果待ち・・・陽性でなかった場合は欠席
- ③本人が新型コロナウイルス感染症に感染・・・出席停止（欠席の日数に含まれません）
- ④家族の体調不良、及び家族のPCR検査またはその結果待ち・・・欠席
- ⑤濃厚接触者・・・5月8日以降はこの特定は行われませんので出席停止の対象になりません
- ⑥家族が感染していることが判明して、かつ本人の風邪症状、及び発熱症状  
・・・学校長の判断で出席停止となる可能性がありますので、学校までご相談ください
- ⑦ワクチン接種、及びワクチン接種副反応・・・欠席
- ⑦感染不安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・欠席

また、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、これまでのインフルエンザ、溶連菌感染症、アデノウイルス感染症に罹患した場合と同じように、医療機関による「治癒証明書（登校許可証）」の提出は不要となっています。

このことから、「治癒証明書」の提出が不要な4つの疾患については、学校において、罹患した際の出席停止期間を正確に把握するため、別紙（ピンク色のB4サイズ）の「**感染症に関する報告**」（様式1）に、保護者の方が必要事項を記入して、罹患後再登校する際に学校に提出してください。（医療機関の証明は必要ありません。）

「登校の時期についてのお願い」の用紙は、今後、感染症に罹患した際に使用していただくため、ご家庭で保管しておいてください。

**登校の基準について**

感染症の種類	登校の基準
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過している場合
新型コロナウイルス感染症	発症後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過している場合
溶連菌感染症	抗生剤投与が始まり、24～48時間を経過し、解熱している場合
アデノウイルス感染症 (流行性角結膜炎及び咽頭結膜熱を除く。)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消えた後2日を経過している場合

※感染拡大を防止するため、ご家庭において登校の基準を遵守してください。